

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (11月28日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	6
議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託	9
議案第45号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
議案第46号の上程、説明、質疑、委員会付託	13
議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託	15
議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託	16
議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託	17
議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託	18
議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託	19
議案第52号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	20
議案第53号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	21
諸般の報告	22
日程の追加	22
議案第44号～議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	23
日程の追加	31
議案第52号及び議案第53号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	31
閉会の宣告	33
署名議員	33

平成26年第8回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成26年11月28日
会期 1日間
閉会 平成26年11月28日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
11月28日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 承認第4号委員会付託省略、即決 議案第44号～第51号質疑、総務常任委員会付託 議案第52号及び第53号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前11時	議案第44号～第51号総務常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第52号及び第53号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後3時	総務常任委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

平成26年第8回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成26年11月28日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成26年11月28日 午前10時00分)

閉 会 (平成26年11月28日 午後2時45分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 友 寄 景 善

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 新 城 寛

財 務 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明 付託省略
5	議案 第44号	大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
6	議案 第45号	大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
7	議案 第46号	大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約について	提案説明 質疑～付託
8	議案 第47号	大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約について	提案説明 質疑～付託
9	議案 第48号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
10	議案 第49号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
11	議案 第50号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
12	議案 第51号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
13	議案 第52号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	提案説明 質疑～付託
14	議案 第53号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第44号	大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第45号	大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第46号	大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
4	議案 第47号	大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第48号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第49号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第50号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第51号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
9	議案 第52号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
10	議案 第53号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決

◎開会の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
ただいまから平成26年第8回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 仲井間宗利議員及び4番 金城 勇議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
第8回臨時議会を招集いたしましたところ、全議員の出席のもと開催できますことを心からお礼を申し上げます。
改選後、初めての議会であります。9月7日の議会において就任されました新しい議員の皆さん、これから大変重要な期になると思っております。平成28年から始まる第5次総合計画を立てなければいけないその年度に当たるわけでありまして、ぜひとも村民が安心して安全に暮らせる村づくりのために議員諸志の皆さんの御協力を心からお願い申し上げます。
では、本日の議題を上程いたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年11月28日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村告示第39号

専決処分書

平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月19日提出

大宜味村長 宮城功光

理由

衆議院議員の解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費については、選挙及び国民審査の期日との関係上、早急に予算を補正する必要があり、村議会を招集する時間的余裕がなかったためであります。

内容につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

○ 財務課長（知念和史） 承認第4号について説明させていただきます。

11月18日の衆議院解散表明により、12月14日に執行されることとなった第47回衆議院選挙最高裁判所裁判官の国民審査にかかわる所要額について、選挙準備を早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、11月19日に専決処分により歳入歳出補正を衆議院選挙費で336万7,000円の補正を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、第8回臨時議会で専決処分について報告を行い、承認を求めるものでございます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この中身についてはではないんですが、専決処分書の日付についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

11月19日にこの専決処分書が専決されているわけなんです、その理由として、衆議院の解散に伴いということで議会を招集する暇がないと、時間的余裕がないということになっているんですが、21日の午後に衆議院は本会議で解散されているんですよ。この日付との問題がちょっと疑問なんです。この専決処分書には解散に伴いと書かれているんですが、さきの財務課長の答弁では14日に表明があったからということなんです。そうであれば専決処分書もそのようにね、やっぱり整合性を持たせたほうがいいと思いますよ。解散に伴いと断言されたのでは、解散はじゃあいつだったかということになってしまうから。この事実が発生しない前に専決処分をするという捉え方をされたら非常に困るわけです。逆に言いますと、台風襲来が予想されるから、災害が出るかもしれないから専決処分して補正予算組みなさいというのと一緒なんです、逆にですね。これはひとつ今後の勉強としてやっていただきたいと思う

んです。これは大宜味村だけじゃない、全国津々浦々の市町村全部、12月定例会待てないから専決処分すると思うんですが、日付の問題ですね、もうちょっと細かく検討していただけたらなと思いますが、今後、そういうことがないようにひとつ努力願えますか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） ただいま前田 孝議員から御指摘がございました、21日に専決を行うべきであったんじゃないかという御質問ですが、まずですね、投票の入場券の印刷業務がございまして、こちらのほうはですね、2日までに届かなければいけない郵便物でございまして、これは郵便局から指定日がございまして、27日までに郵便局に持ってくるようにというような郵便局からの指定日がございまして、27日に郵便局に届けるには19日に印刷発注を行わなければならないということで、19日に専決処分を行ったものでございます。

先ほど解散に伴いというような表現のことでお話ありましたが、21日以降の専決処分であれば、解散されたことに伴いという表現になるということの考えから、今回は解散されたことに伴いではなく、解散に伴いということでの表現にしております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 解散されたことに伴いと専決処分の解散に伴いという、一緒ですよ、それは。それだったら課長がさっき補足説明の中でやったように、解散の表明がありましたからと。これは印刷物とかそういうことでね、もう早目にやらんといかんというのは十分理解しているんですよ。ただ、この字句の捉え方がどうかということの話なんです。そうであれば補足説明でそういうお話をしているわけですから、総理大臣の解散の表明に伴ってこういうことで急がなければならんからということであればね、すっきりするということなんです。解散されたことに伴いと解散に伴いと一緒だと私は見ているんですね、表現は。そうであれば「解散表明に伴い」とやれば別に何も無いということになるんじゃないですか。そこを私は指摘しているんですよ。それ以外は何もないんですよ、実際。どこもみんな印刷をやらんといけない。みんな忙しくて大変ですよ、これわかっていますよ。だから専決処分書というのはきちんとしたものが出ないといけないから。あと補足で解散表明に伴いということをやったって、処分書というのはここで告示されているわけですからね、掲示板で。その辺の捉え方があるから、今後やっぱり気をつけて表現はやっていただきたいなど。老婆心から申し上げているんです、これ。いかがでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 前田議員がおっしゃるように、当然解散あって初めて、解散に伴いというふうな文面を使うべきだと。表明したという文面に改めるべきではないかということもありました。それは当然そうなるというふうに私も思っております。内容については先ほど課長から説明があったように、印刷物の関係でこういうふうな状況になった、本当にこの理由についてですね、しっかりともう少し十分検討する必要があるなと思っております。今後、気をつけてそういう対応をしていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39

条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長(平良嗣男) 挙手多数です。

したがって承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事(1工区)の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事(1工区)の請負契約について

大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事(1工区)の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事(1工区)
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金7億9,812万円
- 4 契約の相手 住 所 大宜味村字喜如嘉992-2
商 号 有限会社 山口建設
氏 名 代表取締役 山口 明

平成26年11月28日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明を申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) 教育課長。

(新城 寛教育課長 登壇)

○ 教育課長(新城 寛) それでは議案第44号、大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事(1工区)の請負契約の補足説明を行います。よろしくお願ひします。

本村では、大宜味村立学校適正化基本計画に基づき、平成28年4月より結の浜地区に村内4小学校統合、また老朽化した中学校校舎を同地区に移転し、新たな学校の整備事業を行うものであります。国庫金につきましては、小学校において公立学校施設整備費国庫負担金事業、中学校におきましては学校施設環境改善交付金事業での今回の契約です。

事業名として、大宜味村立小学校・中学校整備事業。工事名、大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事(1工区)です。工事場所、大宜味村字塩屋1306-6。工事概要としまして、構造は鉄筋コンクリート造り、2階建て。規制コンクリート杭基礎となっております。建築基準法の床面積は4,531.24平方メートル。校舎全体の床面積は6,478.7平方メートルとなっております。1工区においては、小学校の普通教室6カ所が含まれております。予定工期としては、平成27年11月30日までを予定しております。

なお、2年度にまたがる契約であります。それにつきましては、予算関係においては、当初予算のほうで債務負担行為を行っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

平面図等を添付しております。御参照ください。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 教育長にお伺ひしたいと思ひます。

この中学校の統合移転については、この中学校の移転の説明の中で海拔、高さどのぐらいを埋めるといふ話をやってきましたか。

○ 議長(平良嗣男) 教育長。

○ 教育長(友寄景善) エレベーション6.5メートルです。

○ 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) エレベーション6.5メートルということ説明してきたということなんですが、この平面図を見るとですね、5.5メートル、グラウンドが5.6メートルですか、ちょっと字が小さくて。あと駐車場付近がエレベーションの5.7メートルとかあるんですが、これは説明と高さ違うんじゃないですか。これどう説明するのか。これももちろん意味はわかりますよ。グラウンドはそのぐらいということとは意味わかるんですが、あなたたち説明の中ではね、今言ったみたいに6.7メートル、全部高さはやりますということ説明してきたわけなんですよ。何で最初のうちでグラウンドはこうなります。こういうところはこうなりますという説明やらないのか。これ住民をだましてあなたたち納得させようとしているわけなんですよ。こういうことをわかっていれば、グラウンドに関してはエレベーション幾ら、建物に関しては幾らということ、なぜきっちり説明してこないのか。ただエレベーション6.7メートルにやりますと、高さ上げますと、住民は全部高くなるんだなという、このイメージをつくらせて賛成しようとしている。こんなだまし方で本当にいいのか。全てのことに對してみんな、住民だましてきたようなやり方でみんな説明してきているわけですよ。悪いところは出さないで、いいところだけ出してから納得させようとする説明。これ教育長どう思ひますか、本当にこのエレベーション。あなたが言った6.7メートルみんなありますか、これ間違っているのか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 大城佐一議員から今御質疑がありました。

我々のほうもですね、校舎高のエレベーションのほうを6.5メートルということで今まで説明してきております。高さにおいては、現在造成工事も終わっているところですが、若干建物部分のくぼみ、それにつきましては今後の工程の中で、先ほども説明した杭基礎を打ちます。その杭の部分のほうエレベーションが5メートル程度になっているかと思えますけれども、実際建物、校舎の高さにおいては6.5メートルの計画高としてあげております。御理解をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） こういうことは聞いていないんです、何で説明の時にエレベーション6.7メートルと説明してきたかということなんです。これははっきり言って、やってくださいよ。あの図面でもちゃんとエレベーション幾ら、6.7メートルと言うしかないでしょう、あなたたちが説明したのものには、このグラウンドはエレベーション5.幾らとか、あの図面での説明は全くなかったじゃないですか。見てみてください。これは請負のことなのでこっちでは余り議論やりたくないの、これはまた改めてやりますので。

あと1点はですね、今、課長から予算の問題で、この補助の、小学校何々補助、中学校何々補助と言っていたんですが、これは図面見ると、小学校1工区と2工区で、1工区は小学校・中学校、何かこれかち合っているような感じするんですが、こういったのは、予算項目もですね、小学校費、中学校費分かれていると思うんですよ。これ今の補助の出先も違うということで、これ小学校と中学校、これを見ると黄色は小学校ですよ、確か。1工区、グリーンが2工区ということは、この黄色の1工区の中にも小学校の建物、中学校の建物が入っている感じになりますよね。そういった区分けは、今まで案分とかいろいろ出てきたんですけどもね、こういった工事の中できちんと、この予算措置というのができるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 大城佐一議員の御質疑、これにつきましては、県施設課との調整もごさいます。基本、面積、小学校面積、中学校面積においての予算の案分比率になるということで御理解していただきたいと。

あと共有部分がございまして。共有部分においてもですね、分け方としてこのような分け方、1工区、2工区の分け方で大丈夫だということで確認をとっているところですよ。

○ 議長（平良嗣男） 議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

今、課長から説明がありましたけれども、やっぱり小学校、中学校は全く、あなたたちの説明の中ではこれは別というふうに考えて統合やっていくということで話が出ていますので、これ学校の建設自体も小学校、中学校は全く分けてできなかったのかどうか。これは小学校も予算項目も違うし、小学校、中学校ちゃんと分けているものだからできなかったのかですね。

あと、いろいろたくさんありましたけれども、これはまた後ほどやりたいと思いますが、以下の議案もまた同じようなことでありますので、これはあくまでも工事の請負契約についての議題でありますの

で、こういった中身の、教育委員会と中身の問題ではありませんが、私もこれについては賛成するんですけどもね、教育委員会の考え方については全く納得していませんのでね、今後ですね、こういったさっき言った取り組み、課長、小学校、中学校分けてできなかったのか、その辺だけちょっとお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 小学校と中学校確かに予算は別で、予算のほうも計上しております。基本的な考え方は先ほど述べたように中学校の面積、小学校の面積、そういった形で事業費のほうは案分されております。それとまた先ほど国庫事業の説明をしている中で、小学校においてはやはり統合という予算の中で公立学校施設整備費、そこでもってやっております。中学校においては老朽化に伴う国庫補助ですので、環境改善交付金事業、両方分かれているところはそういうところがございます。小学校と中学校、基本的には全く別、ただ建物が真ん中で今、共有部分も含めてそういうような形になっております。ですから1工区においては、小学校の普通教室、基本的な黄色部分の説明資料のほうにあります上の部分についてはですね、小学校の校舎、下のグリーン部分については中学校の校舎でありますので、予算としては小中、別々の予算での発注になっております。契約としては全体としての契約になりますので、そういった形をとらせていただいておりますので、御理解お願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約について

大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金4億7,628万円
- 4 契約の相手 住 所 大宜味村字白浜442-657
商 号 有限会社 山城建設
氏 名 代表取締役 山城 小代美

提案理由

本件については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

（新城 寛教育課長 登壇）

○ 教育課長（新城 寛） それでは議案第45号、大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約の補足説明を行います。

目的につきましては、先ほど議案第44号で申し述べたとおりでございます。省略させていただきたいと思っております。

事業名、議案第44号と同じでございます。工事名、大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）。工事場所についても議案第44号と同じ場所でございます。工事概要として、構造についても一緒ですが、鉄筋コンクリート造り、2階建て。規制コンクリート杭基礎となっております。建築基準法の床面積は1,947.46平方メートル。校舎全体の床面積は6,478.7平方メートルとなっております。2工区においては、中学校の普通教室が3カ所含み、及び校舎周辺の外構工事も含まれております。議案第44号と同じように2年度にまたがる契約となっております。それにおいても当初予算のほうでの債務負担行為を行っておりますのでよろしく申し上げます。予定工期としましては、平成27年11月30日までを予定しております。

平面図等を添付しておりますので御参照ください。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約

- 3 契約金額 金1億2,402万7,200円
4 契約の相手 住所 名護市宮里7-3-11
商号 有限会社 平良設備工業
氏名 代表取締役 平良 盛

平成26年11月28日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

（新城 寛教育課長 登壇）

○ 教育課長（新城 寛） それでは議案第46号、大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約の補足説明を行います。

先ほども申し述べた目的につきましては、議案第44号で申し述べておりますので省略させていただきます。

なお、事業名、工事場所についても同様、同じところがございます。事業名ですね、工事名として、大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事でございます。工事概要としまして強電工事があります。その内容といたしましては、受変電設備工事、幹線設備工事、動力設備工事、電灯・コンセント設備工事があります。また弱電工事、その内容といたしましては、電話設備、テレビ共聴設備等が含まれております。予定工期としては、建物同様、平成27年11月30日でございます。この件につきましても、当初予算のほうで債務負担行為を行わせていただいております。

図面のほうを添付しておりますので、御参照ください。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この議案第46号、電気設備工事の中身についてお伺いしておきたいんですが、この電気工事については、太陽光発電システム等を考慮されておりますかどうかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 前田 孝議員の質疑ですね、今回、太陽光発電についてはですね、今回の契約の中には含まれておりません。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） これ皆さん、学校適正化の委員会等で太陽光発電システムの導入等についての議論は出なかったんでしょうか。私はこういう新設、これだけの金をかけているから、統合したり移転するわけですから、当初でやっぱりそういうものを導入してきちんと設備でやっておかないといけないんじゃないかという考え方からやっているんですが、その話は出ていなかったんですか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 太陽光発電につきましてはですね、学校建設予定地の自然環境、設定場所

等から厳しいということを知っておりまして、それにかわる節電方法としてLEDを導入して、今後節電に努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 教育課長のさっきの答弁では、その場所では太陽光発電システムが十分ではないというお話ですか。あれだけ太陽が出るところそのシステムができないというのはちょっとおかしいですね。私はなぜそういうことを質疑するかと言いますと、現在の5校は大分緑もあるんですよ。皆さん御存じのように、向こう緑ほとんどないわけでしょう。夏場大変暑いと思うんですよ、皆さんも立って見ておわかりだと思うんですよ。快適な学習のための施設を準備するならば、やっぱりそれも考えないといかんでしょうね。私は今からの学校施設は、太陽光発電システムを導入して、これは基本設備だと思っていますよ。夏場大変ですよ、生徒かわいそうじゃないかな。沖縄電力の売電問題もありますけれども、それとは全然別ですよ。営利目的のための売電と学校内で使う太陽光発電システムは、また本質が違いますよ。ぜひこれ今後検討してやらなければいかんと思いますかね、夏場大変だと思いますよ、私。必ず苦情出ますよ。児童生徒からも来るし、PTAからも恐らく苦情来るでしょう、暑いということは。ですから当初でやっぱりね、基本的な設備としては導入すべきじゃないかなということで申し上げておきたいんですよ。今後、検討なされていかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 前田議員どうも御指摘ありがとうございます。

当初から、その太陽光発電については話し合いも上がっております。建物自体のものについては場所を大体が太陽光においては屋上あたりを使ってやっている部分で、そこに載せるとか、パネルをですね、その辺の耐力的なもの、強度的なものはちゃんと当初から考えてやっております。

あと太陽光発電事業につきましては、別メニューがございますので、今回、その別メニューも今後考えながらやっていきたいと考えております。ちなみに我々試算というか、それもちょうと出してあります。太陽光においては年間、太陽光とLEDではやはりLEDのほうがもっといいというものもありますので、そこを今押してやっているところです。先ほどの太陽光につきましては、今後も検討を重ねてやっていきたい部分がありますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約について 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいの

で、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億7,049万2,040円
- 4 契約の相手 住 所 大宜味村字塩屋897番地
商 号 有限会社 一円産業
氏 名 代表取締役 津波 徳正

平成26年11月28日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、課長のほうから説明させます。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

（新城 寛教育課長 登壇）

○ 教育課長（新城 寛） 議案第47号、大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約の補足説明を行います。

目的につきましては、先ほど議案第44号で申し述べておりますので、省略させていただきます。

なお、事業名、工事場所についても同じ場所でございます。よろしくお願ひします。概要といたしまして空調工事がございます。その内容は、空調設備工事、空調配管設備工事、換気機器設備工事等があります。また、衛生工事もございます。その内容は、衛生器具設置工事、消火設備工事、ガス設備工事等が含まれております。予定工期としましては、平成27年11月30日までを予定しております。この件につきましても、予算関係につきましては当初予算のほうで債務負担行為を行っておりますのでよろしくお願ひします。

平面図等を添付しております。御参照ください。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年11月28日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村職員の勤勉手当の率を改定する事に伴い、大宜味村議員の期末手当の率を改正する必要がある、本案を提出する。

内容については、課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 内容等を補足して説明したいと思います。

村長の提案理由のほうでもありましたとおり、職員の勤勉手当と同じ率の100分の15を改訂しております。

まず第1条で、12月の期末手当を「100分の155」から「100分の170」に改めております。

そして70でこの100分の15を6月と12月支給のバランスをとるために、まず6月の「100分の140」を「100分の147.5」上げてですね、冬の方「100分の170」を「100分の162.5」に改めております。

附則として、施行期日を12月1日から施行して、第2条のほうは平成27年4月1日からの適用となっております。

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年11月28日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村職員の勤勉手当の率を改定する事に伴い、特別職の職員で常勤のもの期末手当の率を改正する必要があり、本案を提出する。

内容については、総務課長から説明させます。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 説明します。

議案第48号で説明したとおりですね、全く同じような形で、第1条で100分の15を引き上げて、第2条のほうで6月支給と12月支給を調整する形で改正しております。

施行期日も第1条のほうは平成26年12月1日、そして第2条のほうは平成27年4月1日からの施行となっております。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年11月28日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村職員の勤勉手当の率を改定する事に伴い、教育長の期末手当の率を改正する必要があり、本案を提出する。

以上、内容については総務課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 説明します。

議案第48号、第49号と同じように、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例となっております。

第1条で100分の15を引き上げし、第2条で6月支給と12月支給を調整する形となっております。

施行期日も全く同じく、平成26年12月1日からの第1条の施行と、第2条が平成27年4月1日からの施行となっております。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年11月28日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

県人事委員会勧告に基づき、大宜味村職員の給料表等を改正する為、本案を提出する。

以下、内容については総務課長から説明させます。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） では議案第51号、読み上げて説明していきます。

まず第1条、大宜味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1（第5条関係）及び別表第2（第5条関係）を別紙のように改める。

第2条、大宜味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附則

1項、この条例中第1条の規定は、平成26年12月1日から施行し、改正後の大宜味村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2に関する規定は、平成26年4月1日から適用する。第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

（適用日前の異動者の号級の調整）

2項、適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び村長に定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権

衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

3項、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。ということになっております。第1条で別表第1と別表第2、一般職と医療職の給料表なんですが、それは平成26年4月1日にさかのぼって遡及するということになっております。

あと施行月日は、さっき説明したとおり12月1日からの施行となっております。

以上です。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第13 議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)

平成26年度大宜味村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、担当課長から説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

○ 総務課長(島袋幸俊) 説明します。

先ほど説明しました条例の改正に伴っての補正予算となっております。

予算書、3ページをお開きいただきたいと思います。

歳出のみの補正となっております。100分の15引き上げということで、みんな上がるのかということもあったんですが、まず2款の総務費253万9,000円減額しておりますが、これは副村長の不在ということもありまして、そのあたりをさっきの条例と調整したところ253万9,000円の補正減となっております。そしてそれで足りないものを予備費で96万2,000円の補正となっております。

全てこの人件費にかかわる補正となっております。

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予
算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表歳出予算補正」による。

平成26年11月28日提出

大宜味村長 宮城功光

あと、内容については課長から説明させます。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 説明します。

議案第51号の職員の給与の条例改正に伴っての補正となっております。

職員2名分の人件費の補正となっております。14万8,000円を予備費から充てております。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため休憩します。

（午前11時05分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に大城佐一議員、副委員長に新城一智議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。

（午前11時09分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時03分）

◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約について、議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約について、議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約について、議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約について、議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議

案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例及び議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約について、議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約について、議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約について、議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約について、議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例及び議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7及び追加日程第8として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約について、議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約について、議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約について、議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約について、議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例及び議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7及び追加日程第8として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第44号～議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約について、追加日程第2 議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約について、追加日程第3 議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約について、追加日程第4 議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約について、追加日程第5 議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第6 議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第7 議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例及び追加日程第8 議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会
委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第44号	大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約について	可 決 全会一致
議案第45号	大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約について	可 決 全会一致
議案第46号	大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約について	可 決 全会一致
議案第47号	大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約について	可 決 全会一致
議案第48号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第49号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第50号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第51号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました議案第44号から議案第51号までの8件について、総務常任委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長、及び関係課長の出席を求め、本日上午11時からの審査予定を20分繰り下げて11時20分から行いました。

はじめに、議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約について、報告します。

本件は、平成26年度大宜味村一般会計予算において債務負担行為が3月19日に可決されたもので、結の浜地区内に、村内の4小学校を統合し新たな小学校の校舎建設と、老朽化による中学校の建替え移転の校舎建設の請負契約であります。

工事の概要は、延床面積が4,531.24㎡ 鉄筋コンクリート造 2階建 建築工事一式となっております。

請負契約金額は、7億9千8百12万円、契約の相手は有限会社山口建設で、工期は平成26年12月2日から平成27年11月30日までとなっております。

質疑の概要について説明いたします。

安全な学校生活が保障できることが設計に反映していないのではないか。安全対策をきちっとやってもらいたいのが質疑に対し、安全問題については村当局と話し合いながら努力していきます。避難路の確保に努めていきますとの答弁でした。

討論はなく全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約について、報告します。

本件も、平成26年度大宜味村一般会計予算において債務負担行為が3月19日に可決されたもので、結の浜地区内に、村内の4小学校を統合し新たな小学校の校舎建設と、老朽化による中学校の建替え移転の校舎建設の請負契約であります。

工事の概要は、延床面積が1,947.46㎡ 鉄筋コンクリート造 2階建 建築工事一式となっております。

請負契約金額は、4億7千6百28万円、契約の相手は有限会社山城建設で、工期は平成26年12月2日から平成27年11月30日までとなっております。

次に、議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約について、報告します。

本件も、平成26年度大宜味村一般会計予算において債務負担行為が3月19日に可決されたもので、結の浜地区内に、村内の4小学校を統合し新たな小学校の校舎建設に伴う電気設備工事と、老朽化による中学校の建替え移転の校舎建設に伴う電気設備工事の請負契約であります。

工事の概要は、延床面積が6,478.70㎡ 鉄筋コンクリート造 2階建 電気設備工事一式となっております。

請負契約金額は、1億2千4百2万7千2百円、契約の相手は有限会社平良設備工業で、工期は平成26年12月2日から平成27年11月30日までとなっております。

次に、議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約について、報告します。

本件も、平成26年度大宜味村一般会計予算において債務負担行為が3月19日に可決されたもので、結の浜地区内に、村内の4小学校を統合し新たな小学校の校舎建設に伴う機械設備工事と、老朽化による中学校の建替え移転の校舎建設に伴う機械設備工事の請負契約であります。

工事の概要は、延床面積が6,478.70㎡ 鉄筋コンクリート造 2階建 機械設備工事一式となっております。

請負契約金額は、1億7千49万2千40円、契約の相手は有限会社一円産業で、工期は平成26年12月2日から平成27年11月30日までとなっております。

議案第45号、議案第46号及び議案第47号はいずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべき

ものと決定いたしました。

次に、議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第50号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、の3件について報告します。

この3件は、いずれも第1条で期末手当の支給割合を100分の15引き上げる改正、第2条で6月及び12月の支給割合を調整する改正となっており、施行日を第1条の規定は平成26年12月1日、第2条の規定は平成27年4月1日からとなっております。

次に、議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

本案は、県人事委員会勧告に基づき、第1条で村職員の勤勉手当の率、給料表の改正、第2条で勤勉手当の率が6月及び12月で同率となる調整となっており、第1条の規定は平成26年12月1日から施行し、改正後の給料表別表第1及び別表第2に関する規定は平成26年4月1日から適用するとしており、第2条の規定は平成27年4月1日から施行するとなっております。

なお、議案第48号から議案第51号までの4件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約について、反対の立場で討論します。

私は、請負契約の有限会社山口建設は、2013年4月から2014年3月期の県完成工事高ランキング106位の位置にあり、優良な企業と認識しております。

しかし、議案第44号の説明資料の校舎計画で、子供たちが安全、安心な学園生活が得られるかを検証してみました。沖縄県津波被害想定検討結果の津波浸水予想図一覧、学校計画断面図浸水深計算方法などと文部科学省が国の公立学校を対象に実施した津波による津波が予想される学校数の調査結果が10月28日の発表が新聞で紹介され、沖縄県の浸水想定校は全国で2番目に多く215校です。全学校数に占める浸水予定校の割合でも全国平均7.2%に対し、県内は29.3%と4倍で海に囲まれた島嶼県特有の課題が浮かび上がり、東日本大震災から3年以上も過ぎても一部で取り組みがおこなわれている実態もうかがえます。県内の浸水予定校の半数が従来の施設で安全性が確保されており、対策の予定なしとの回答しております。

県教育庁施設課は、グラウンドの一部が浸水するだけでも浸水想定にカウントされ、実際には校舎までは被害が及ばないこともあるためだと説明しています。また、県教育庁施設課は村を指導助言する立

場がないとあくまでも自主決定権を主張しています。

さらに県議会は、2月定例議会から大宜味村の学校施設について、琉球大学名誉教授防災地質学の加藤祐三氏や琉球大学島嶼防災研究センター長波平宜敬氏などの津波の危険がある結の浜への新築移転をすることは、東日本大震災があった今、常識でもあり得ないことを指摘するとともに、認識として継続審議という状況から、本校校舎計画が津波の襲来から安全、安心な学園生活が得られるかの確証がとれないのは明らかであります。

これらを検証したところ、村内の学校にはグラウンドの一部が浸水するだけで、実際には校舎までは被害が及ばないところがあるにもかかわらず、この校舎は子供たちが安心、安全な学園生活を脅かすものです。

また、東日本大震災の津波による死亡事故をめぐり、遺族が施設の管理者側に賠償を求めた訴訟の判決では、東保育所所長で3件目となっています。いずれも仙台地裁で争われており、今回遺族側が敗訴したことで、遺族側の勝訴が1件、敗訴が2件となっております。過去2件の訴訟も同様に責任の所在については管理者側が適切な情報収集を行い、津波の発生を予測できたかという予見可能性の有無が重要な争点になっておりました。本校舎建設は、津波の将来を予見可能性があるのは誰の目にも明らかであります。

したがって、本村の未来を担うこの命を守るためにも反対せざるを得ません。どうか本議案に対する議員各位の良識ある賛同をお願い申し上げ、反対の立場としての討論を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（平良嗣男） 挙手多数です。

したがって議案第44号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（1工区）の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約に

ついて、反対の立場で討論します。

私は、請負契約の有限会社山城建設は優良な企業と認識しております。

しかし、議案第45号の説明資料の校舎計画で、子供たちが安全、安心な学園生活が得られるかを検証してみました。

以下の討論は、議案第44号と同じですので省略します。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（平良嗣男） 挙手多数です。

したがって議案第45号 大宜味村立小学校・中学校校舎建築工事（2工区）の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（平良嗣男） 挙手多数です。

したがって議案第46号 大宜味村立小学校・中学校校舎電気設備工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約についての討論を行い

ます。まず、原案に反対者の発言を許します。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約について、反対の立場で討論します。

私は、請負契約の有限会社一円産業は優良な企業と認識しております。

しかし、議案第47号の説明資料の校舎機械設備工事計画で、子供たちが安全、安心な学園生活が得られるかを検証してみました。

以下の討論は、議案第44号と同じですので省略します。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（平良嗣男） 挙手多数です。

したがって議案第47号 大宜味村立小学校・中学校校舎機械設備工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（平良嗣男） 挙手全員です。

したがって議案第48号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第51号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長(平良嗣男) ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算及び議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算及び議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を日程に追加し、追加日程第9及び追加日程第10として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算及び議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を日程に追加し、追加日程第9及び追加日程第10として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第52号及び議案第53号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 追加日程第9 議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算及び追加日程第10 議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第191号

平成26年11月28日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 大城佐一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第52号	平成26年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第53号	平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致

（大城佐一予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ **予算審査特別委員会委員長（大城佐一）** ただいま議題となりました議案第52号及び議案第53号の2件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長兼村史編纂室長の出席を求め、本日午後1時30分から審査を行いました。

議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算及び議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の2件について、ともに条例改正による給料等人件費の補正で、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ **議長（平良嗣男）** 挙手全員です。

したがって議案第52号 平成26年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(平良嗣男) 挙手全員です。

したがって議案第53号 平成26年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第8回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 2時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員